

仙台市立小・中学校の

一定規模確保に向けた実施方針

I	実施方針の改定にあたって	15
1	実施方針	15
2	実施方針の改定	15
3	実施方針の対象となる学校	15
4	今後の改定	15
II	これまでの取り組み	16
1	統合による一定規模確保を目指す学校	16
(1)	優先的に話し合いを進める学校	16
(2)	その他の「統合による一定規模確保を目指す学校」	16
2	状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校	17
3	新たな方策を検討する必要がある学校	17
4	対象 40 校の取り組み状況等	18
III	これまでの取り組みの検証	19
1	統合による一定規模確保を目指す学校	19
(1)	これまでの取り組みによる成果	19
(2)	今後の取り組みに向けた改善点	20
2	新たな方策を検討する必要がある学校	21
(1)	これまでの取り組みによる成果	21
(2)	今後の取り組みに向けた改善点	23
3	方策を検討した学校の今後の対応	23
IV	基本的な考え方	24
1	学級数や児童生徒数による区分に応じて取り組む	24
	学級数や児童生徒数による区分	25
2	通学支援を前提として取り組む	26
3	交流学习を継続する	26
V	今後の取り組みの進め方	27
1	学級数や児童生徒数による区分に応じて取り組む	27
(1)	保護者や地域の方々の理解が深まる取り組み	27
(2)	児童生徒推計に基づく取り組み	27

2	通学支援を前提として取り組む	27
(1)	学校や地域の実情に配慮した丁寧な取り組み	27
(2)	分校への取り組み	28
3	交流学习を継続する	28
4	小規模校Ⅰの規模と取り組みの進め方	29
5	小規模校Ⅱの規模と取り組みの進め方	30
6	小規模校Ⅲの規模と取り組みの進め方	31
7	「統合」を選択しない学校の取り組み	32
	保護者や地域の方々との話し合い（イメージ図）	33
VI	統合に向けて	34
1	統合準備	34
(1)	統合準備委員会	34
(2)	両校による統合準備	34
(3)	学校関係・地域諸団体の調整	34
(4)	教育委員会	34
	統合準備の流れ（イメージ図）	35
2	統合を行う際の留意点	36
(1)	校舎の取り扱い	36
(2)	通学路の安全性	36
(3)	情報の発信	36
(4)	取り組みの検証	36
VII	学校跡施設の利活用	37
1	跡施設の利活用検討の進め方	37
2	「機能転用」や貸付する場合の基本的な考え方	37
(1)	利活用検討の優先順位	37
(2)	施設管理運営等について	38
3	避難所機能について	39
4	跡施設の暫定利用について	39
5	校舎等の改修及びプールの撤去について	39

I 実施方針の改定にあたって

1 実施方針

「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針」（以下「実施方針」と表記。）は、平成20年8月に策定した「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」（以下「基本方針」と表記。）の基準、考え方にに基づき、今後の取り組みの進め方をまとめたものです。

2 実施方針の改定

平成20年8月に策定した実施方針では、「児童生徒数や学級数については、地域ごとの要因により常に変化するものであることから、今後も各校におけるそうした状況の変化等を見ながら、5年を目途に見直しを行っていきます。」としていました。

このため、今回、基本方針の時点修正に併せて、貝森小、野村小、松陵小の一定規模確保に向けた取り組み等の検証結果を踏まえ、また、平成27年1月に文部科学省において策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」と表記。）との整合性も図り、一定規模の基準（小学校：12学級以上 中学校：9学級以上）に満たない学校（以下「一定規模未満校」と表記。）への幅広い対応を目的とした実施方針としました。

3 実施方針の対象となる学校

この実施方針では、毎年5月1日時点の市立小・中学校の児童生徒数及び学級数を確認し、一定規模未満となっている学校を取り組みの対象とします。

なお、東日本大震災の津波被災校については、学校ごとに保護者や地域の方々と今後のあり方について話し合いを進めているため、実施方針の対象には含まないこととします。

4 今後の改定

この実施方針では、一定規模未満校に幅広く対応して、一定規模確保に向けた取り組みを進めますので、今後の改定は、基本方針改定に併せて行うものとします。

Ⅱ これまでの取り組み

平成 20 年 8 月策定の実施方針では、平成 18 年 5 月時点における一定規模未満校（小学校 29 校（分校を含む）中学校 11 校）40 校を取り組みの対象としました。

これら 40 校について、児童生徒数や通学距離などの状況、地域の開発動向などから、それぞれの学校ごとの方策を示し、取り組みを進めてきました。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 統合による一定規模確保を目指す学校（14 校）2 状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校（6 校）3 新たな方策を検討する必要がある学校（20 校） |
|---|

（これまでの取り組みの概要は、参考資料に掲載しています。）

1 統合による一定規模確保を目指す学校

(1) 優先的に話し合いを進める学校

「統合による一定規模確保を目指す学校」への取り組みは、全学年単学級で将来的にも児童生徒数の少ない状態の改善が難しいと見込まれた貝森小、野村小、松陵小を選定して優先的に話し合いを進めました。

各学区において、全体的な説明会后、保護者や地域から選任された方々と地域懇談会を設置して、児童の状況や教育環境、地域コミュニティなどについての意見交換や、一定規模確保に向けた話し合いを行いました。

地域懇談会での話し合いの結果、貝森小は国見小と「統合」、松陵小は松陵西小と「統合」となり、野村小は「小規模校ゆえの課題はあるものの、地域のよりどころであり存続すべき」とそれぞれの結論となりました。

<p>平成 25 年 4 月に松陵小と松陵西小を統合し、泉松陵小が開校した。 平成 27 年 4 月に貝森小と国見小を統合した。</p>
--

(2) その他の「統合による一定規模確保を目指す学校」

「統合による一定規模確保を目指す学校」のうち、優先的に話し合いを進めた 3 校以外の小学校 5 校、中学校 6 校については、児童生徒数が横ばいから増加の傾向にあった学校が多く、減少した学校においても、早急な対応が必要な状態とはならなかったことから、保護者や地域の方々との話し合いは行いませんでした。

2 状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校

「状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校」の小学校5校、中学校1校については、「今後単独で一定規模の基準を満たす可能性がある」あるいは「地域の人口が増加する可能性がある」等の理由から、状況の変化を見てきましたが、いずれの学校も児童生徒数がほぼ横ばいで、著しい増減はありませんでした。

3 新たな方策を検討する必要がある学校

「新たな方策を検討する必要がある学校」の小学校16校（分校を含む）、中学校4校の計20校については、多くの学校で全学年単学級または複式学級となっていますが、隣接校と統合した場合、通学距離の基準（小学校概ね4km以内、中学校概ね6km以内）を超える地域があることから、統合による一定規模の確保は難しいと判断し、児童生徒数や移動時間などにも配慮しながら、学校間での交流学习を実施しました。

教育環境の向上を図るため、少人数では実施しにくいグループ単位や学級・学年単位の授業や特別活動を、近隣の学校などと合同で実施する交流学习に取り組んだ。

児童数の減少が続いていた坪沼小においては、保護者や地域の方々が学校とともに、地域の将来像や学校の今後のあり方について協議を行いました。その結果、学校存続を望む声もありましたが、児童数減少への対応は難しいことから、教育委員会とともに統合に向けた話し合いを進めることとなり、結論として生出小との統合となりました。

平成27年4月に坪沼小と生出小を統合した。

4 対象 40 校の取り組み状況等

対象となった 40 校それぞれの取り組みの状況等は以下の通りです。

【小学校 29 校】

学校ごとの方策	行政区	対象校	取り組み状況や児童数の推移
統合による一定規模確保を目指す学校	青葉区	東二番丁小	児童数に横ばいから増加の傾向が見られたことから、話し合い等は行わなかった
		立町小	
		貝森小	
	泉区	野村小	平成 27 年 4 月国見小と統合した
		高森小	地域懇談会での協議の結果「存続」となった
		高森東小	
		松森小	
松陵小	平成 25 年 4 月松陵西小と統合し泉松陵小が開校した		
状況の変化を見ながら適宜判断する必要がある学校	青葉区	北六番丁小	児童数はほぼ横ばいで、早急な対応が必要な状態とはならなかった
	宮城野区	栢江小	
		東宮城野小	
	太白区	郡山小	
新たな方策を検討する必要がある学校	青葉区	上愛子小	平成 21 年度から大倉小・作並小が交流学習を実施し、平成 25 年度から上愛子小も参加している
		大倉小	
		作並小	
		新川分校	
	宮城野区	中野小	平成 21・22 年度荒浜小・東六郷小が交流学習を実施(津波被災により中野小は 27 年度末閉校、荒浜小は 28 年 4 月七郷小と、東六郷小は 29 年 4 月六郷小と統合)
	若林区	荒浜小	
		東六郷小	
	太白区	秋保小	平成 22 年度から秋保小・馬場小・湯元小が交流学習を実施している
		馬場小	
		湯元小	
		生出小	平成 21 年度から生出小・坪沼小が交流学習を実施している(赤石分校は平成 27 年度から休校中)
		赤石分校	平成 27 年 4 月生出小と統合した
	泉区	根白石小	平成 21 年度から根白石小・福岡小が交流学習を実施し、平成 23 年度から実沢小も参加している
実沢小			
福岡小			

【中学校 11 校】

学校ごとの方策	行政区	対象校	取り組み経過や生徒数の推移
統合による一定規模確保を目指す学校	太白区	愛宕中	生徒数に横ばいから増加の傾向が見られたことから、話し合い等は行わなかった
		人來田中	
	泉区	鶴が丘中	
		松陵中	
		長命ヶ丘中	
状況の変化を見ながら適宜判断する必要がある学校	青葉区	五城中	生徒数に増加の傾向が見られ、早急な対応が必要な状態とはならなかった
	新たな方策を検討する必要がある学校	青葉区	広陵中
太白区		秋保中	平成 24 年度から南光台中と交流学習を実施している
		生出中	平成 27 年度は中山中と交流学習を実施する
泉区	根白石中	平成 22 年度から住吉台中と交流学習を実施している	

Ⅲ これまでの取り組みの検証

平成 20 年 8 月の実施方針策定後、貝森小、野村小、松陵小において一定規模確保に向けた話し合いを進めてきました。また、通学距離の関係から一定規模確保が難しいと判断した学校については、交流学习を実施してきました。

これらの取り組みについて検証し、また、平成 25 年 4 月に開校した泉松陵小の児童、保護者、教職員や、貝森小、野村小、松陵小の地域懇談会委員へのアンケートを実施した結果、次のような成果が見られた一方、今後の取り組みへの改善点が明らかとなりました。

(これまでの取り組みの概要は、参考資料に掲載しています。)

1 統合による一定規模確保を目指す学校

(1) これまでの取り組みによる成果

① クラス替えができる学校規模の実現

平成 25 年 4 月に松陵小と松陵西小を統合して開校した泉松陵小では、様々な教育活動ができる教育環境が実現しました。

泉松陵小は、平成 25 年 4 月時点において全学年 2 学級(児童数 347 名)となり、すべての学年でクラス替えが可能な学校規模が実現した。

② 友達関係の広がりや意欲の向上

泉松陵小のアンケートからは、児童が増えたことにより友達関係が広がった様子や、新たな出会いが学ぶ姿勢や取り組む姿勢への刺激となり、意欲の向上や活気溢れる様子が見られます。

児童のアンケートから

- ・「新しい友達が増えてうれしい」
- ・「人数が増えてにぎやかになった」

保護者のアンケートから

- ・「友達が増えて楽しい様子が見られる」
- ・「新しい友達と仲良く過ごせている」
- ・「『あの友達はここがすごい、自分はここができないから頑張る』と話すようになった」

教職員のアンケートから

- ・「職員室の雰囲気も活気があり、その雰囲気がそのまま児童の姿に出ている」

③ 事前交流による円滑な学校生活のスタート

松陵小と松陵西小及び貝森小と国見小それぞれにおいて、統合1年前から事前交流を実施して児童同士の交流を深めたことから、新しい学校生活を円滑に始めることができました。

教職員のアンケートから

・「数多く交流活動をしていたので、すぐに仲良しになれた」

④ 地域全体で考えた子どもたちの教育環境

地域懇談会を保護者や地域の方々と共に組織したことで、地域全体で子供たちの教育環境を考えることができました。

また、統合前にPTAや子供会、地域諸団体のあり方について話し合いを持つことができました。

学校や地域の実情、教育環境などについて保護者の方々と地域の方々と意見交換を行い、それぞれの考えや思いを確認できた。

(2) 今後の取り組みに向けた改善点

① 一定規模未満校に対する幅広い対応

優先的に取り組む学校を選定して話し合いを進める場合は、一定規模をより早く確保できる可能性があります。保護者や地域の方々は統合が決定していると不安に感じる考えられます。

また、選定された学校以外の一定規模未満校については、取り組みが進まない、あるいは遅れる考えられます。

早急に対応が必要と考えられる学校のみを対象とせず、より多くの一定規模未満校に対して幅広く対応する必要がある。

② 児童生徒数の推移に合わせた対応

学校を統合する場合は、児童生徒が友達関係や新たな学校生活などに不安を感じることなく、円滑に学校生活を始められるように、事前交流を実施する期間や、保護者や地域の方々と話し合う期間が必要です。

しかし、小規模校化の進行により、児童生徒数が短期間に大きく減少することもあり、事前交流や話し合いを十分に行えない場合もあります。

保護者や地域の方々との話し合いや、統合準備のための期間を十分確保できるように、児童生徒数の推移に合わせて適切に対応する必要がある。

③ 保護者や地域の方々との問題意識の共有

小規模校の良さから「存続」を望む保護者も少なくありません。また、学校は地域にとって大切な施設であり、統合することで保護者や地域の方々から地域コミュニティへの不安を感じることも考えられます。

保護者や地域の方々から学校や地域の状況等を丁寧にお聴きし、また、より多くの保護者や地域の方々に小規模校の良さや課題、一定規模の必要性を理解していただき、教育環境に関する問題意識を共有する必要がある。

④ 地域懇談会後の学校のあり方

地域懇談会の話し合いにより「存続」となる学校も考えられます。このような学校においては、学区内に新たな宅地造成が計画されるなど、児童生徒数が増加する要因がない場合には、小規模な状態が継続する、あるいは児童生徒が減少していくことが考えられます。

「存続」の結論となった場合は、隣接校等との交流学习などにより教育環境の向上を図るとともに、一層児童生徒数が減少した場合の学校のあり方について、保護者や地域の方々との認識を共有しておく必要がある。

⑤ 統合後の学校跡施設の利活用

学校施設は地域コミュニティの中心であるなど地域にとって大切な施設であるとともに、市民共有の貴重な公有財産です。

学校跡施設の利活用は、地域の方々の意見等も踏まえながら、全市的な視点での検討を行い、早期の有効活用に向けて取り組む必要がある。

2 新たな方策を検討する必要がある学校

(1) これまでの取り組みによる成果

① より多くの児童生徒と学び合う楽しさの体験

交流学习は、実施回数や移動時間、相手校との授業の進度を合わせにくいなどの制約がありますが、普段は少人数のため実施しにくいグループ単位や学級・学年単位の活動や発表を経験することができました。

実施校の報告から

- ・「グループで一人一人が相手を意識して活動したことにより、『交流がまた楽しみ』『話げできた』などの感想がみられた。」

② 積極的な交流と大きな自信

大人数の中での活動や発表に対して緊張していた児童生徒が、交流学習を実施してきたことで積極的に交流するようになり自信を付けました。

実施校の報告から

- ・「同級生の多さに戸惑っていた児童が、回数を重ねるごとに、気楽に話せる関係になった。」
- ・「多くの同級生の前での発表が大きな自信につながった。」

③ 学ぶ意欲、取り組む意欲の向上

小規模校では、多角的な見方や新たな着想を得る機会が少ないという課題がありますが、交流相手校の児童生徒との学びや活動が良い刺激となり、学ぶ姿勢や取り組む姿勢に変化が表れ、意欲の向上につながりました。

実施校の報告から

- ・「それぞれの学校の違いや良さを感じながら、さらに切磋琢磨していこうとする姿勢がみられた。」
- ・「交流相手の発表を聞き、レベルアップを目指し工夫するなど大いに刺激を受けていた。」

④ 教員の意欲の高まり

児童生徒が積極的に話しかける姿や、より良いものを目指して取り組むなどの変化を目の当たりにした教員にも、変化が表れてきました。

実施校の報告から

- ・「教員も指導方法や学習内容を児童生徒の様子に合わせて工夫するなど意欲が高まり、また、相手校教員の考えに触れることが良い刺激となり、教員間や学校間の連携も強まってきた。」

(2) 今後の取り組みに向けた改善点

① 児童生徒一人一人の考えや行動を生かした交流学习

これまでの交流学习は、より多くの児童生徒と学べるように、実技科目や特別活動での実施が多く見られましたが、自分の意見や考えを発言するなどの機会が少ないことも考えられます。

教科の授業を増やす、一日を通した交流学习を行うなどにより、児童生徒一人一人が活躍できる機会を増やす工夫を行いながら実施していく必要がある。

② 児童生徒数の一層の減少への対応

小規模校は、家庭的な雰囲気の中で学校生活を送れるなどの良さがある一方、友達作りが広がらない、多様な意見や考え方が出にくいなどの課題があります。また、交流学习で在籍児童生徒がいない学年や、男女比の偏りを解消することは困難です。

保護者や地域の方々に小規模校の良さや課題などさまざまな情報を提供し、学校の状況について理解していただくとともに、児童生徒の様子や今後の学校のあり方などについて話し合う必要がある。

3 方策を検討した学校の今後の対応

平成20年8月策定の実施方針では、通学距離や地域の開発動向、学区修正の可能性などの観点から検証を行い、一定規模未満校40校の学校ごとの方策を示しました。

これらの学校については、それぞれ児童生徒数に増減がありましたが、統合した学校を除き、ほぼすべての学校が平成27年5月時点で一定規模未満の状態です。

優先的に取り組んだ3校の検証からも、今後は一定規模未満校に対して幅広く対応する必要があります。

平成20年8月策定の実施方針において取り組みの対象とした学校については、学校ごとの方策を見直すこととし、新たに一定規模未満となった学校とともに、改定する実施方針の考え方に基づき取り組みを進める。

IV 基本的な考え方

一定規模確保に向けた取り組みは、統合や学区修正という手法により、一定規模未達の小・中学校において、望ましい教育環境を実現すること、及び一定規模確保が困難な中山間部の学校における教育環境を改善することを目的としています。

実施方針に基づく取り組みは、これまでの取り組みの検証から得られた改善点を踏まえ、また、児童生徒が成長するための課題を含めたこれからの地域のあり方も保護者や地域の方々と共有しながら、次のような考え方に沿って進めます。

1 学級数や児童生徒数による区分に応じて取り組む

一定規模未達校のうち、特に学年が1学級（単学級）の状態では小規模校化に伴う課題が顕著となることから、小学校においては6学級以下（全学年単学級）、中学校においては5学級以下（1～3学年のうち、いずれかの学年が単学級）の学校を、学級数や児童生徒数による区分に応じて、幅広く取り組みを進めます。

【学級数や児童生徒数による区分に応じて取り組むねらいと期待できる効果】

より多くの一定規模未達校へ対応する

小規模校には家庭的な雰囲気の中で学校生活を送れるなどの「良さ」がある一方で、人間関係が広がりにくい、多様な考え方に触れる機会が少ないなどの「課題」も抱えていることの理解を深めることができる。

より早い段階から児童生徒数に応じた内容で取り組む

児童生徒数に合わせた取り組みの目的や内容を知ることができるとともに、小規模校化や統合に対する保護者や地域の方の不安を解消することができる。

取り組みを進める基準を明確にする

児童生徒数の状況を客観的に知ることができ、また、児童生徒数が一層減少した場合には、どのように取り組みが進められるのかを事前を知ることができる。

学級数や児童生徒数による区分

(毎年5月1日時点の学級数及び児童生徒数を基準とします。)

	区 分	学級数、児童数の規模				
一定規模未満の小学校の区分	一定規模未満校	11 学級以下の学校				
	小規模校Ⅰ	6 学級以下（全学年単学級）の学校 (小規模校Ⅱ・Ⅲを除く)				
	小規模校Ⅱ	複数の学年の児童数が標準児童数(*1)の半数未満の学校 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">1・2 学年の場合</td> <td style="padding: 0 5px;">17 名以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">3～6 学年の場合</td> <td style="padding: 0 5px;">19 名以下</td> </tr> </table> } </div> (小規模校Ⅲを除く)	1・2 学年の場合	17 名以下	3～6 学年の場合	19 名以下
	1・2 学年の場合	17 名以下				
3～6 学年の場合	19 名以下					
小規模校Ⅲ	全学年複式学級(*2)規模(各学年の児童数が1 桁)の学校・分校					
	区 分	学級数、生徒数の規模				
一定規模未満の中学校の区分	一定規模未満校	8 学級以下の学校				
	小規模校Ⅰ	5 学級以下（いずれかの学年が単学級）の学校 (小規模校Ⅱ・Ⅲを除く)				
	小規模校Ⅱ	3 学級以下（全学年単学級）の学校 (小規模校Ⅲを除く)				
	小規模校Ⅲ	複数の学年が標準生徒数(*1)の半数未満の学校 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">1 学年の場合</td> <td style="padding: 0 5px;">17 名以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">2・3 学年の場合</td> <td style="padding: 0 5px;">19 名以下</td> </tr> </table> } </div>	1 学年の場合	17 名以下	2・3 学年の場合	19 名以下
1 学年の場合	17 名以下					
2・3 学年の場合	19 名以下					

(*1) 標準児童生徒数：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「法」と表記。)において、一学級の児童又は生徒の数の基準は、一学級 40 人(小学 1 年は 35 人)を標準として都道府県の教育委員会が定めるとしています。宮城県教育委員会では、小学 2 年と中学 2 年の 35 人超学級の解消を図るため、「学級編成弾力化事業」により必要となる教員を配置しています。

(*2) 複式学級：法第 3 条及び同法施行令第 2 条の規定により、当該学校の児童生徒の数が著しく少ない場合等において、数学年の児童生徒を一つの学級に編制する場合の通称です。

2 通学支援を前提として取り組む

中山間部の一定規模未満校においては、一層児童生徒数の減少が進行すると、在籍児童のいない学年がある、男女比の偏りが大きくなるなど、小規模校の課題が著しい状況となる懸念があります。

このため、通学距離や通学時間などの通学環境を考慮しながら、公共交通機関の利用ができない場合にはスクールバスなどの通学支援を行うことを前提として、統合に向けた取り組みを丁寧に進めます。通学時間は「おおむね 1 時間以内」を目安とし、児童生徒の安全な通学環境の確保に努めます。

児童数の減少が著しい分校においても、同様の取り組みを進めます。

【通学支援を前提として取り組むねらいや期待できる効果】

中山間部の一定規模未満校の教育環境を改善する

公共交通機関の利用ができない場合には、スクールバスなどの通学支援を前提として統合することにより、多くの児童生徒と学び、活動するという教育環境の下で学校生活を送ることができる。

3 交流学习を継続する

交流学习には、実施回数の制限や移動に時間を要するなどの制約、学校間の教育課程の調整等が必要となりますが、多くの児童生徒と学び合うことにより、友達関係の広がりや学習意欲の向上などが期待できることから、中山間部の学校においては今後も継続します。なお、児童生徒数の減少により、小規模化に伴う課題が一層顕著となった一定規模未満校においても、交流学习の実施について学校との調整を進めます。

【交流学习を継続するねらいや期待できる効果】

コミュニケーション力を向上させる

多くの友達を目の前にしても、緊張せず自分の考えを表現できる。

他者の考えへの理解を深める

さまざまな考えに触れ、自分とは異なる考え方があることを理解する。

学習意欲などを向上させる

多くの友達と学び合うことで、学習意欲が向上し、また相手の学校や地域を理解することにより、自分の学校や地域を再認識できる。

人とかかわる力を向上させる

多くの友達との関わりを通じて、相手を理解し自分を表現することで、人間関係を築いていく。

V 今後の取り組みの進め方

一定規模確保に向けた取り組みは、基本的な考え方に基づき、望ましい教育環境を実現すること、及び中山間部の学校における教育環境を改善することを目的として、保護者や地域の方々に必要な情報を提供するとともに、幅広く意見等をお聴きし、共通理解を図りながら丁寧に進めます。

1 学級数や児童生徒数による区分に応じて取り組む

(1) 保護者や地域の方々の理解が深まる取り組み

日々の学校運営は、保護者や地域の方々に支えられ成り立っています。また、児童生徒の様子や学校、地域の状況はそれぞれ異なり、保護者や地域の方々の教育環境への思いも様々です。

小規模校の良さや課題について、一定規模未満校全体に周知するとともに、Ⅰ～Ⅲに区分された学校への取り組みは、保護者や地域の方々の考えや思いを丁寧にお聴きし、「統合」や「存続」それぞれの効果や課題なども検証しながら、一定規模確保の必要性について理解が深まるように進めます。

より多くの保護者や地域の方々と小規模校の良さや課題、児童生徒の状況、学校や地域の実情などについて問題意識の共有を図り、一定規模確保や教育環境改善に向けた話し合いを丁寧に進める。

(2) 児童生徒推計に基づく取り組み

宅地開発やマンション建設等により児童生徒数が増加する地域もあることから、小規模校Ⅰ～Ⅲに区分された学校への取り組みは、児童生徒推計に基づく将来的な変化を把握しながら進めます。

将来的にも児童生徒数や学級数の改善が難しいと見込まれる学校から、各区分に合わせた取り組みを進める。

2 通学支援を前提として取り組む

(1) 学校や地域の実情に配慮した丁寧な取り組み

中山間部の一定規模未満校についても小規模校Ⅰ～Ⅲの区分に応じて、地理的・社会的な成り立ちによる生活圏域や立地条件などを踏まえながら、保護者や地域の方々と話し合いなどの機会を持ち、理解が深まるように丁寧に取り組むを進めます。

また、スクールバスなどの交通機関を利用した通学により、児童生徒の体

力の低下や学習時間の減少などの課題が生じることが考えられる場合には、必要に応じてこれらの課題を緩和するための工夫も検討していきます。

統合にあたっては通学支援を前提とすることから、中心部や住宅地域の学校と取り組みの進め方は異なるが、学校や地域の実情に配慮しながら情報提供や意見交換を行うなど、より丁寧に話し合いを進める。

(2) 分校への取り組み

分校については、児童数の減少が著しい状態にあり、在籍児童がいないため休校となっています。

今後の分校のあり方について、保護者や地域の方々と十分に話し合い、より丁寧な取り組みを進める。また、教育環境の観点から、小規模校化した学校を新たな分校とはしない。

3 交流学习を継続する

交流学习は、平成 21 年度からモデル事業として開始し、効果や課題を検証した結果、コミュニケーション力や意欲の向上が見られたことから、平成 23 年度から本格的に実施してきました。同じ中学校区の小学校で交流学习を実施したケースでは、中一ギャップ解消への期待もあります。

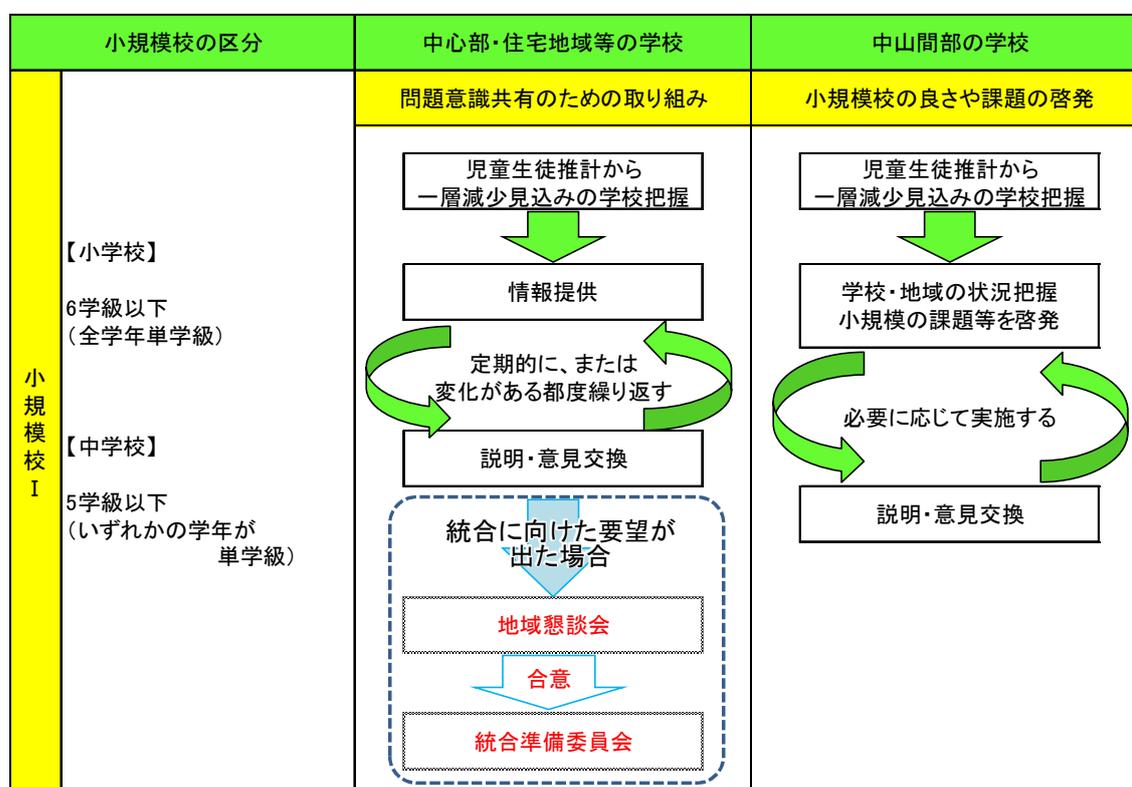
交流学习は、授業時数確保や移動時間などに工夫が必要であるが、実施校全体で検討を重ね課題の解消を図り、児童生徒が多様な人間関係を築ける機会として生かすとともに、保護者や地域の方々へ交流学习での児童生徒の様子などを周知していく。

4 小規模校 I の規模と取り組みの進め方

規模・課題等	小学校	6学級以下（全学年単学級）の学校 ・全学年クラス替えができないなど、最長6年間クラス替えができない学年も発生する ・児童同士の関わりが固定化し、新たな個性が見出しにくくなる
	中学校	5学級以下（いずれかの学年が単学級）の学校 ・生徒の適性や人間関係を考慮したクラス替えができない学年がある ・教員の配置でも不足数が拡大している ・免外指導(*)や講師による授業が増える
取り組みの目的・進め方	<p>【取り組みの目的】 保護者や地域の方々と学校の小規模化に伴う課題等について、問題意識の共有を図ることや、小規模校の良さや課題の啓発を主な目的とします。</p> <p>【取り組みの進め方】 取り組みは次のような内容を中心として、丁寧に時間をかけ保護者や地域の方々の理解が深まるように進めます。</p> <p>① 児童生徒推計から、児童生徒数が一層減少する見込みの学校を把握する。 ② ①で把握した学校の保護者や地域の方々へ小規模校の良さや課題、一定規模の必要性などの情報提供や啓発を行う。 ③ 児童生徒や学校、地域の状況などについての意見交換等を行う。</p> <p>※このような取り組みを進めるなかで、保護者や地域の方々の理解が深まり隣接校との統合の要望が出た場合には、地域懇談会を設置して統合の合意形成に向けた話し合いを進めることも考えられます。</p>	

(*)当該学校において、ある教科の免許を持った教員がない場合、その教科の免許を持たない教員が都道府県教育委員会の許可を得て、1年間に限った免許を受け授業を行うこと。

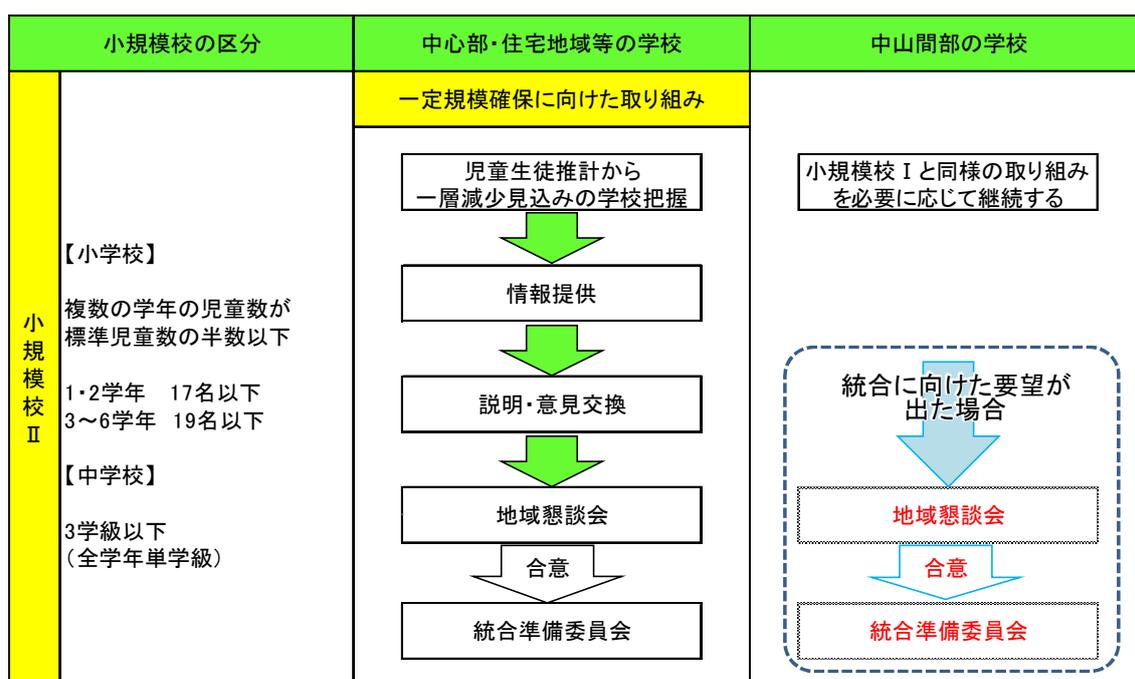
取り組みの進め方(学校統合の場合のイメージ図)



5 小規模校Ⅱの規模と取り組みの進め方

規模・課題等	小学校	<p>複数の学年の児童数が標準児童数の半数未満の学校 1・2学年の場合 17名以下 3～6学年の場合 19名以下 (標準児童数：1・2学年 1学級 35名 3～6学年 1学級 40名)</p> <p>・児童数が標準児童数の半数未満の学級は、一定規模校では編制されない ・全校児童数が最少の一定規模校の半数未満で、小規模化が一層進行した状態となり、体育での団体競技や音楽の合唱など、大人数での学習が困難となる</p>
	中学校	<p>3学級以下(全学年単学級)の学校</p> <p>・全学年クラス替えができない ・教員の配置においても不足数が一層拡大している ・生徒が希望する部活動がない、あるいはチーム編成が困難となる</p>
取り組みの目的・進め方	<p>【取り組みの目的】 一定規模確保に向けた合意形成を主な目的とします。</p> <p>【取り組みの進め方】</p> <p>① 児童生徒推計から、児童生徒数が一層減少する見込みの学校を把握する。 ② ①で把握した学校の保護者や地域の方々へ、小規模校の良さや課題、一定規模の必要性などの情報提供を行う。 ③ 児童生徒の様子や学校、地域の状況などについての意見交換等を行う。 ④ 全体的な説明会を行い、今後の話し合いの進め方を保護者、地域の方々と確認する。 ⑤ 保護者や地域の方々から選任された方々と地域懇談会を設置し、一定規模確保に向けた話し合いを行う。 ⑥ 地域懇談会で統合について概ねの了承が得られた場合には、相手校の保護者や地域の方々も交えた話し合いを行った後、統合準備の段階へ進む。</p> <p>※中山間部の学校は、小規模校Ⅰ同様の取り組みを継続して実施します。</p>	

取り組みの進め方(学校統合の場合のイメージ図)

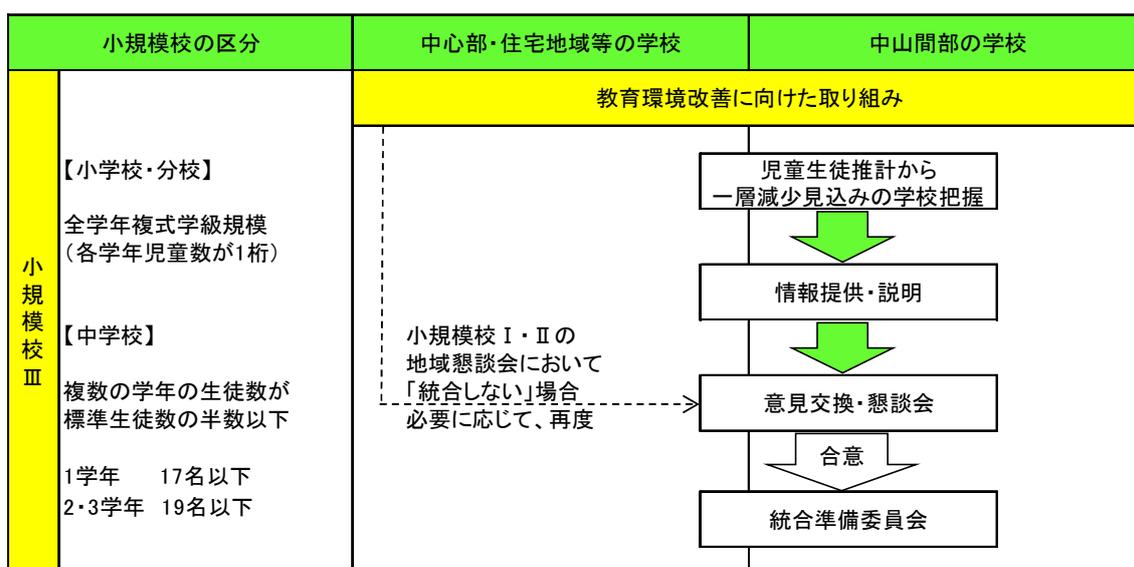


6 小規模校Ⅲの規模と取り組みの進め方

規模・課題等	小学校	<p>全学年複式学級(*) (各学年の児童数が1桁の状態) の学校・分校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の男女比に著しい偏りが発生する ・さらに小規模校化が進行すると、児童のいない学年が発生する ・班活動やグループ分けが一層困難になる ・運動会や発表会等の集団活動・行事の教育効果が下がる
	中学校	<p>複数の学年が標準生徒数の半数未満の学校</p> <p>1学年の場合 17名以下 2・3学年の場合 19名以下 (標準生徒数: 1学年 1学級 35名 2・3学年 1学級 40名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒数が標準生徒数の半数未満の学級は、一定規模校では編成されない ・生徒の男女比に偏りが発生する、生徒間の切磋琢磨が少ない ・部活動は他校の部活に参加する必要があるなど活動自体が困難となる ・全校生徒数が最少の一定規模校の1/4程度の状態となっている
取り組みの目的・進め方	<p>【取り組みの目的】 小規模化が著しい学校の教育環境を改善するための統合に向けた合意形成を主な目的とします。</p> <p>【取り組みの進め方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童生徒推計から、児童生徒数が一層減少する見込みの学校を把握する。 ② ①で把握した学校の保護者や地域の方々へ、一層小規模となった学校の課題についての情報提供や意見交換等を行い、保護者、地域の方々とも共通理解を深める。 ③ 全体的な説明会を行い、今後の話し合いの進め方を保護者、地域の方々と確認する。 ④ 保護者や地域の方々の中から選任された方々と統合準備委員会を設置し話し合いを行う。 ⑤ 統合準備委員会では、相手校の保護者や地域の方々も交えた話し合いを行い、統合に向けた準備を進める。 	

(*)複式学級：他の学年と合わせて16名（1学年を含む場合は8名）までの場合は、他の学年と1学級の編制となる

取り組みの進め方(学校統合の場合のイメージ図)



7 「統合」を選択しない学校の取り組み

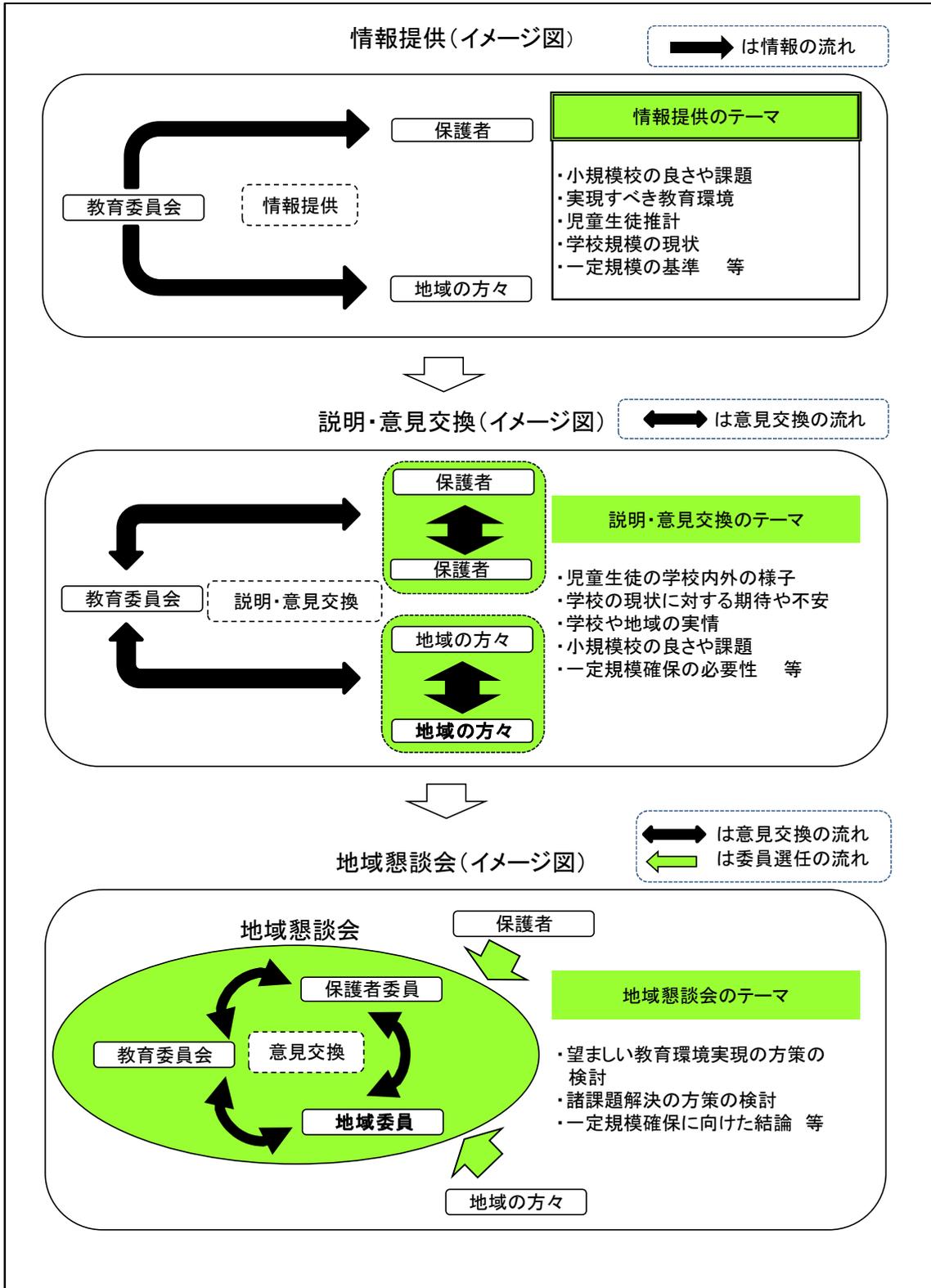
一定規模確保に向けた取り組みは、保護者や地域の方々の理解が不可欠であることから、情報提供や意見交換により、問題点などを共有しながら丁寧に進め、保護者や地域の方々から選任された委員による地域懇談会を設置して話し合いを行います。話し合いの結果、様々な事情から、「統合」を選択しない場合も考えられます。

このような学校においては、引き続き小規模校の教育環境の向上に努めるとともに、必要に応じて、学校のあり方などについて保護者や地域の方々と話し合いなどを行います。

近隣校等との交流学习を実施し、多様な考えに触れる機会や切磋琢磨する環境を確保するとともに、文部科学省策定の「手引」等を参考として、少人数を生かした指導の充実を図る、地域とのつながりを生かして特色ある教育課程を工夫するなど、小規模校の良さを生かしながら、課題の解消や緩和に努める。

保護者や地域の方々への情報提供や意見交換などを行い、学校や児童生徒の状況などを共有するとともに、将来的に児童生徒数の減少が見込まれる場合は、統合も視野に入れながら、より良い教育環境のあり方などについて話し合いを行う。

保護者や地域の方々との話し合い（イメージ図）



VI 統合に向けて

保護者や地域の方々との統合に向けての合意形成後、円滑な統合の実現のため両校^(*)の保護者及び学校関係者、両地域の方々との統合準備を進めます。

1 統合準備

統合準備委員会設置により、両校児童生徒の事前交流の実施など両校関係者による統合準備が進められます。

また、PTA、子供会、連合町内会、学区体育振興会等の学校・地域諸団体においても、学校統合後のあり方について話し合いが必要となります。

(1) 統合準備委員会

両校の保護者及び学校関係者、両地域の方々との統合準備委員会を設置して、次の事項についての話し合いを進めます。

- ・統合までのスケジュールの確認
- ・統合後の通学路の調査・確認
- ・登下校時の安全確保策の検討と実施に向けた調整
- ・道路管理者、警察等関係機関との調整 など

(2) 両校による統合準備

学校統合後、すぐに児童生徒が活気あふれる新しい学校生活を送ることができるように事前交流を実施するとともに、統合校の教育目標等の調整を進めます。

- ・事前交流の計画、実施
- ・教育目標、教育課程、行事等の検討
- ・クラス編制
- ・教材、教具、備品等の調整 など

(3) 学校関係・地域諸団体の調整

PTAや子供会、連合町内会、学区体育振興会等の学校や地域関係諸団体の学校統合後のあり方について、各団体で調整します。

学校区を設置単位としない諸団体については、必ずしも統合・合併の必要はありませんが、統合・合併する場合は、両団体での調整が必要となります。

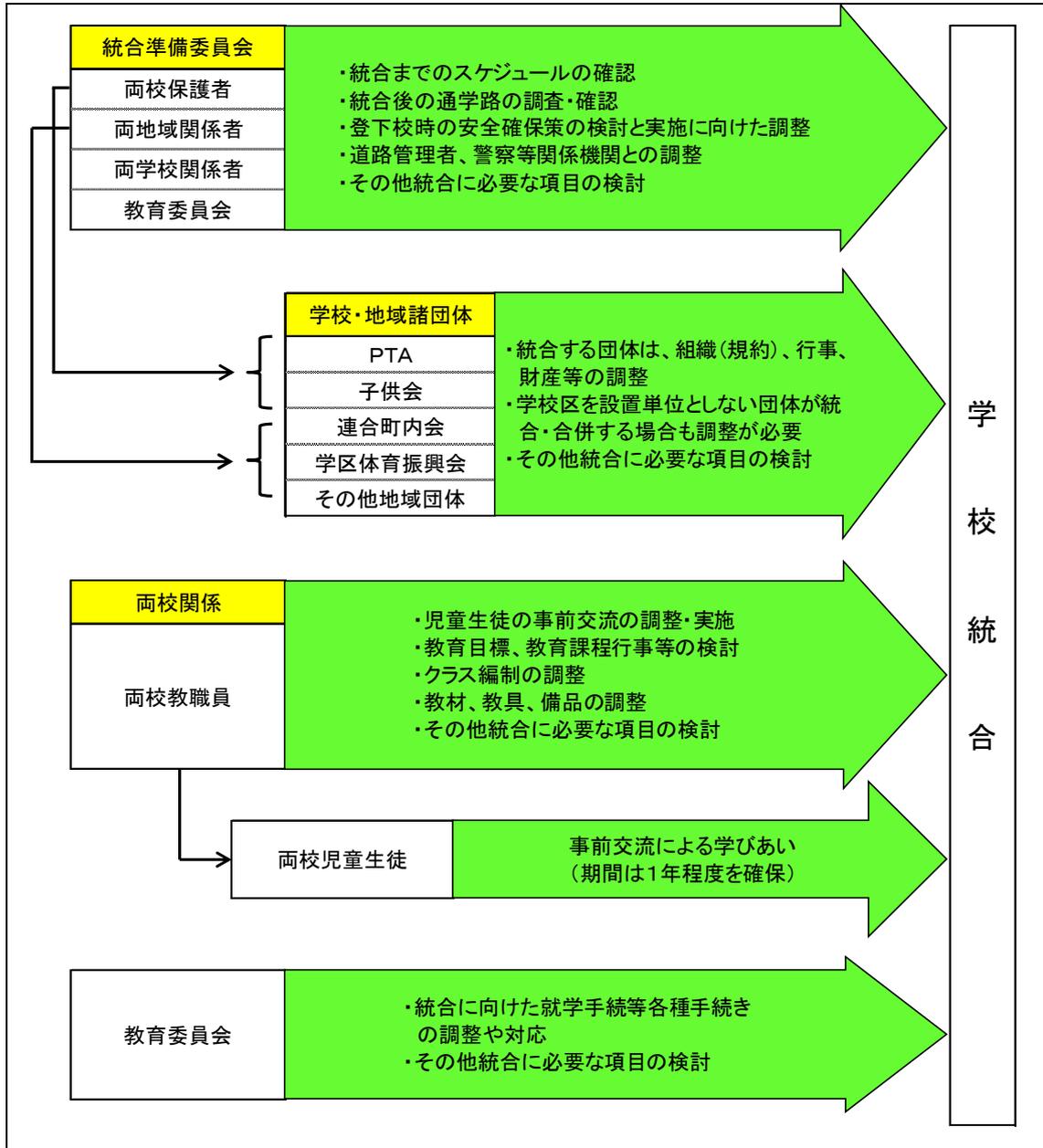
- ・統合・合併する団体は、組織（規約）、行事、財産等の調整

(4) 教育委員会

統合に向けた就学手続等各種手続きの調整や両校の統合準備支援等を行います。

^(*) 3校以上の学校を1校に統合するような場合には、各校の保護者、学校関係者及び各地域の方々との統合準備委員会を設置します。

統合準備の流れ(イメージ図)



2 統合を行う際の留意点

(1) 校舎の取り扱い

統合後に使用する校舎については、既存校舎の活用を原則とし、校舎の新築は行いませんが、必要に応じて部分的なリニューアル等を検討します。

また、一定規模未満校同士が統合する場合、使用する校舎については、施設の状況や児童生徒への影響、通学上の安全性などを総合的に勘案するとともに、保護者や地域の方々との話し合いも行いながら調整を図ります。

(2) 通学路の安全性

通学路の安全確保は、統合にあたっての優先課題と位置付け、学校、保護者や地域の方々との話し合いや現地の視察などによる現状の把握に努め、必要な対策を検討し各団体での対応を進めるとともに、関係機関等との協議等を行い必要な対策を講じます。

(3) 情報の発信

統合に向けた話し合いの内容については、広報紙にまとめたうえで地域内に配付・回覧するほか、ホームページにも掲載します。

また、今回の方針の内容や教育委員会の考え方についても、市の広報紙やホームページを活用して広くお知らせします。

URL http://www.city.sendai.jp/manabu/kyoiku/gakko/tekiseika_index.html

(4) 取り組みの検証

統合校の児童生徒や保護者、教職員を対象としたアンケートを実施するなどにより、児童生徒の学校生活や友達関係の変化などを調査します。

また、地域懇談会委員へのアンケートを実施するなどにより、取り組みの検証を行います。

VII 学校跡施設の利活用

統合後の学校跡施設の利活用にあたっては、市民共有の貴重な財産であるという認識のもと、地理的位置、交通条件、用途地域、面積、施設の状態、地域における位置づけや周辺地域を含めた公共施設の配置状況とその地域バランスなど、市全体のまちづくりの視点に立って、また、転用のための改修費や維持管理費などの経費等も考慮しながら検討を行います。

1 跡施設の利活用検討の進め方

早期の有効活用を図るため、跡施設のあり方について、地域の方々のご意見も踏まえ、地域に必要とされる機能や今後果たすべき役割を検証して、関係部局と連携しながら検討を進めます。

検討にあたっては、「公共施設総合マネジメントプラン」(*)の考え方を踏まえ、施設の老朽度や安全性、環境負荷低減への対応性などから「施設性能」を評価し、併せて市民ニーズ、周辺公共施設等の配置や利用状況、行政の役割などの「施設ニーズ」も調査しながら進めます。

「施設性能」及び「施設ニーズ」が高い場合は他の公共施設等へ「機能転用」や貸付を行います。が、「施設性能」や「施設ニーズ」が低い場合は、地域との調整を図りながら、建物を維持した状態で、あるいは建物を解体したうえで敷地を売却することもあります。

【想定される検討項目】

- ・ 跡施設（敷地）における法令上可能な建物用途
- ・ 跡施設の耐用年数と改修の必要性
- ・ 地域意見及び本市施策に基づく利活用案の実現可能性
- ・ 適正な公共施設配置
- ・ 転用に伴う導入経費・維持管理費 等

2 「機能転用」や貸付する場合の基本的な考え方

(1) 利活用検討の優先順位

「機能転用」や貸付により跡施設を利活用する場合には、既存校舎等の使

(*) 「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」は、公共施設を効果的・効率的に活用し、必要なサービスを持続的に提供し続けるために、現状と課題の整理やマネジメントを行ううえでの基本的な考え方、具体の取り組み方策をまとめたものです。次の3つの基本的な方針に基づき、施設機能に着目した管理・整備手法や民間活力の導入、推進体制の整備などに取り組みます。

- ・ 大切に長く使う：整備拡張から現有施設の保全・活用を徹底し、今ある施設をできるだけ「大切に長く使う」
- ・ 効率的に使う・つくる：従来手法による施設整備での対応だけではなく、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し「効率的に使う・つくる」
- ・ 総合的に進める：分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みを構築し「総合的に進める」

用を前提に、以下の優先順位で検討を進め、決定された内容に応じて改修を行います。

- ① 全てを本市事業として利活用する場合
- ② 公共性・公益性が高いと認められる事業を、本市以外の団体・事業者等が、全てあるいは本市が利活用する部分以外を利活用する場合
- ③ 営利目的等、公共性・公益性が高いと認められない事業を、賃貸等により、本市以外の団体・事業者等が全てあるいは上記②で利活用する部分以外を利活用する場合

(2) 施設管理運営等について

「機能転用」や貸付する場合の施設改修費や維持管理費等の施設管理運営は、以下により取り扱うものとします。

① 上記 (1) ①の場合

利活用のための施設改修費や施設の維持管理に要する経費は、他の公共施設と同様に本市が負担します。

② 上記 (1) ②の場合

施設の転用にあたり、本市が利活用する部分以外について必要となる以下の施設改修費及び点検等の維持管理費は、原則として利用団体・事業者の負担とします。ただし、利用団体・事業者や事業目的等を踏まえ、妥当でないと市が判断する場合は、この限りではありません。

なお、老朽化等に伴い施設が使用に耐えないものと市が判断した場合は、市、利用団体・事業者等により事業継続の可否も含め協議します。

【施設転用にあたり改修が必要と考えられる項目】

- ・ 建築基準法や消防法等法令上必要となる施設設備等の整備
- ・ 児童生徒用施設設備のうち使用に支障が生じる施設設備の改修
- ・ 施設維持に必要な施設設備の修繕・点検及び施設の警備

本市が利活用する部分以外について必要となる以下の日常的な維持管理は、利用団体・事業者が行うものとします。

【日常的な維持管理の主な項目】

- ・ 消耗品の補充・交換等施設内物品の維持管理
- ・ 火災や盗難防止のための措置及び使用施設の清掃
- ・ その他、施設維持のため必要と市が判断した日常的な維持管理

③ 上記 (1) ③の利活用の場合

利用団体・事業者の事業に係る施設改修費や維持管理費等一切の費用は、当該団体・事業者の負担とします。

施設改修にあたっては、法令を順守するとともに、本市の指示に従うものとします。

なお、老朽化等に伴い施設が使用に耐えないものと市が判断した場合は、当該事業は終了といたします。

3 避難所機能について

地域防災計画により、市立の学校は指定避難所となっておりますが、統合後閉校となる学校については、指定避難所の指定が外れることとなります。

跡施設における避難所機能については、地域の方々と施設所管課との協議により、地域版避難所運営マニュアルの中で「補助避難所」と位置付けることにより維持することができます。

「補助避難所」には、指定避難所に派遣される職員が巡回等を行うほか、新たに導入される資機材や物資が配置され、また、食料・飲料水の更新が行われます。「補助避難所」に位置付けられない場合でも、跡施設の利活用が決定するまでの期間は、新たに導入される資機材や物資を除き、食料・飲料水の備蓄は更新されます。

4 跡施設の暫定利用について

跡施設の利活用が決定するまでの期間、校庭及び体育館については、学校施設開放のスポーツ開放事業の暫定的な継続を目的として、利用団体で組織する管理運営委員会による自主運営を前提に開放することができます。

なお、跡施設利活用が決定するまでの暫定的な利用となりますので、開放は利活用決定に伴い終了いたします。

5 校舎等の改修及びプールの撤去について

校舎及び体育館等の改修工事は、緊急的な復旧や修繕工事が必要な場合を除き、跡施設利活用が決定するまでの期間は実施しません。

また、事故防止の観点や病害虫発生といった環境衛生悪化への懸念から、プールは原則として撤去します。

